

亀岡市国土強靱化地域計画

令和8年3月改訂版

(令和元年12月策定)

亀岡市

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
第1章 亀岡市国土強靱化地域計画の基本的な考え方	2
1 亀岡市の地域特性等	
2 基本目標	
3 亀岡市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 脆弱性評価	6
1 想定するリスク	
2 亀岡市における「起きてはならない最悪の事態」	
第3章 国土強靱化の推進方針	9
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第4章 計画の推進	25
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙)「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	26

はじめに

1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることが予測されていることや、東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下、「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定、令和5年6月に強靱化基本法が改正された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成30年12月14日、令和5年7月28日にそれぞれ近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。あわせて、京都府においても、平成28年11月に国土強靱化地域計画が策定され、令和3年3月に改定が行われている。

本市は、このような国や京都府の取組に合わせて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、国、府、事業者等とともに強靱で安全・安心な地域づくりを進めていくため、令和元年12月に策定した亀岡市国土強靱化地域計画を改定することとする。

2 計画の位置づけ

亀岡市国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、市政運営の指針である総合計画及び地域防災計画等の国土強靱化に係る計画との調和を図ることとする。

第1章 亀岡市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 亀岡市の地域特性等

(1) 地勢・成り立ち

亀岡市は、京都市の西方約20kmの京都府のほぼ中央に位置しており、東は京都市、北は南丹市、西及び南は大阪府の豊能郡（能勢町・豊能町）、高槻市、茨木市に接している。

市域は、中央に亀岡盆地を抱き、その四方を竜王ヶ岳、三郎ヶ岳、牛松山、明神岳、黒柄岳、湯谷ヶ岳、鴻応山、雲仙岳、丁塚山、朝日山、半国山などの山々が囲んでいる。盆地の中央部を桂川が北から東へ貫いて、京都市との東境となる山地部では保津川下りで有名な深い渓谷（保津峡）を形成している。

本市は、山陰8ヶ国の東端の丹波国にあって山陰道の玄関口にあたることから、口丹波と呼ばれるなど交通の要衝に位置づけられた。このため、丹波国府や国分寺が置かれるなど、古くから政治・文化の中心となり、安土・桃山時代の明智光秀公の亀山城築城により、今日の亀岡の基礎が築かれた。江戸時代には亀山藩として代々譜代大名が藩主となり、城下町、宿場町として栄えた。

明治2年、丹波亀山は亀岡と改称し、明治22年、町村制の施行により亀岡町となった。昭和30年亀岡町と周辺15村が合併して亀岡市となり、その後、東本梅村、篠村の編入等により昭和34年に現在の市域となり、今日に至っている。

(2) 気象

亀岡盆地とその周辺地域は、内陸的な気候の特性を持ち、冬は冷え、夏も平均値ではそれほど高温ではないが、極地ではかなり厳しい暑さが現れる。また、風が弱く、霧の発生が多いことが特徴である。平成30年度から令和4年度の平均気温はおおむね15℃、総降水量は1,154.5mmから1,967.0mmで推移している。

(3) 災害の履歴

I. 風水害

亀岡市史には明治時代以降の主な気象災害が記録されており、河川の氾濫、排水不良による浸水が多く記録されている。中でも、昭和26年7月の水害は、平和池堤防が決壊し、下流の篠町柏原地区を中心に多くの人命を失う大惨事となった。

亀岡市の中央を流れる桂川は、亀岡盆地が生まれる過程で、盆地北東側の若丹山地で先行を形成する形で保津川峡谷となって京都市に流下しており、保津川峡谷が狭いために上流で降った雨水が流下しきれず、たびたび亀岡盆地の出口で溢れて洪水をもたらした。こうした逆流浸水被害は、篠町山本地区流域の河川狭隘部の改修工事、上流の日吉町で建設された日吉ダムの洪水調整機能により著しく軽減しており、今後さらに浸水被害の頻度は減るものと思われる。しかし、近年、異常ともいわれる局地的集中豪雨が全国各地で頻発しており、改修計画規模や洪水調整能力を上回る豪雨が発生することが考えられるため、引き続き警戒を怠ることはできな

い。加えて、桂川の支流河川等における小規模水害や内水氾濫による水害に対しても警戒が必要である。

Ⅱ. 土砂災害

① 山崩れ、崖崩れ

山崩れや崖崩れは、降雨や降雪、地震などを誘因として、急な斜面の表土や風化岩が崩落する現象で、本市のように広い山地を有する地域では、過去に度々崖崩れなどの被害が生じている。近年では、昭和58年9月と10月に篠町や東別院町で山崩れにより家屋が全壊するなどの被害を生じている。また、平成24年4月には、古世町で山崩れが発生し、約4箇月間府道が通行不能となった。平成30年9月7日からの大雨では、本梅町、宮前町で土砂崩れが発生している。そのほか明治18年以降、災害資料に記載されている土砂災害は、千代川町、宮前町、保津町、曾我部町、西別院町、東別院町、篠町などの市域の山地部での記録がみられる。

② 土石流

土石流は、山崩れと同じように、降雨や融雪・地震などを誘因として、山崩れで発生した土砂や、溪床に堆積した土砂が溪流を一挙に流下する現象で、溪流の出口には扇状地（沖積錐）を形成する場合がある。亀岡市においては、平成24年7月に曾我部町において土石流が発生し、家屋が損壊、周辺道路が長期間に渡って通行不能となる等、大きな被害が発生している。

また、平成30年7月の豪雨では、畑野町で大規模な土石流が発生し、家屋の損壊、周辺道路の通行不能に加えて、土石流に巻き込まれて1名の死者が発生している。

③ 地すべり

亀岡市には地すべりにより被害を生じたことはないが、地形的に地すべり地形を呈する箇所がある。霊仙ヶ岳南斜面と宮前町に数箇所みられる。降雨や地震などの誘因が働くと地すべり、崩壊を生じることがあるので、日頃より注意しておく必要がある。

(4) 人口

亀岡市の総人口は、令和5年4月1日現在で86,975人であり、令和3年に20年ぶりに転入超過となったものの、依然として少子化・高齢化が進んでいる。これに対して令和3年度からスタートした第5次亀岡市総合計画においては、「人と時代を選ばれるリーディングシティ亀岡」を目指す都市像に掲げ、その実現のために、子育て支援や産業振興、環境先進都市実現に向けた取組等を推進している。

また、京都府の南北をつなぎ、府内の観光や産業の活性化への効果が期待される京都縦貫自動車道が全線開通、さらには府立京都スタジアムが本市に建設され、次世代の飛躍に向けた本市のポテンシャルは高まっている。

2 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ①人命の保護が最大限に図られること。
- ②市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④迅速な復旧復興に資すること。

3 亀岡市国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、第1章に記載したような過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ・激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、府、市の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進すること。
- ・本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・行政と事業者や市民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ・令和3年に宣言したかめおか脱炭素宣言に基づくカーボンニュートラルの取組を推進し、温室効果ガスの削減効果等だけでなく、災害時のエネルギー確保といったレジリエンスの強化に資する、再生可能エネルギーを活用すること。

- ・防災・減災、国土強靱化をより効率的に進めるため、「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）」に基づき、避難計画の策定や災害対応の迅速化・適正化、防災情報の高度化等にデジタル技術（AI、IoT、クラウドコンピューティングシステム、SNS、デジタルツイン等）を活用すること。
- ・業務そのものや組織、プロセスの変革を含む概念であるデジタル・トランスフォーメーションの取組により、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力を強化すること。

（3）効率的な施策の推進

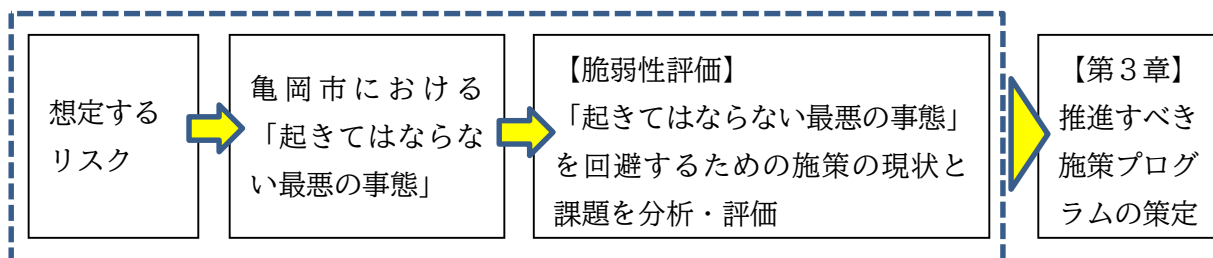
- ・社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的で効果的な財政運営に配慮して施策の重点化を図ること。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・限られた資金を最大限に活用するため、PPP／PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（4）地域の特性に応じた施策の推進

- ・人権を尊重し、人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・災害時において、社会的弱者となる女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人のほか、観光客その他の来訪者にも十分配慮して施策を講じること。
- ・障がい者や高齢者、訪日外国人旅行者を災害情報弱者として取り残すことがないよう配慮するなどの「誰ひとり取り残さない」ための取組を通じ、ジェンダーバランス等の多様性に配慮した避難所運営体制確保を展開すること。
- ・地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を次の枠組及び手順により行った。脆弱性評価の結果は別紙（P24～）参照。



1 想定するリスク

市民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）、近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

(1) 地震

① 南海トラフ地震

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、おおむね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震が発生してもおかしくないと想定されている。

② 直下型地震

本市周辺には、亀岡断層、殿田・神吉・越畑断層、埴生断層、西山断層などの断層が分布している。

過去に本市周辺を震央とした地震が多く発生しており、中でも1830年に発生した京都大震災では、震源が愛宕山付近といわれ、地震の規模はマグニチュード6.5、京都で死者280名、本市でも死者4名を出す大きな被害が発生している。

また、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震では、京都で震度5を記録し、全壊家屋1戸を含む多数の被害が発生している。

(2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

先に述べたように、亀岡市の中央を流れる桂川は、豪雨の際には地形的に氾濫による水害が起きやすい。また、広い山地を有することから、降雨や地震による土砂災害も発生している。

近年では、平成24年京都府南部豪雨、平成25年台風第18号、平成29年台風第21号、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、令和2年7月豪雨など、多くの土砂災害や風水害が発生している。

2 亀岡市における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。本市においては、国、府計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標(カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
I. 人命の保護が最大限図られる II. 市内の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下
		5-2 食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 水道等の長期間にわたる供給停止
		6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-4 有害物質の大規模拡散・流出
		7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

第3章 国土強靱化の推進方針

1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の8つの個別の施策分野と5つの横断的分野とする。

[個別施策分野]

- (1) 行政機能／消防／防災教育等
- (2) 国土保全／国土利用
- (3) 交通・物流
- (4) 住宅・都市／環境／文化財
- (5) 保健医療・福祉
- (6) エネルギー
- (7) 情報通信
- (8) 産業構造／農林水産

[横断的分野]

- (1) 老朽化対策
- (2) リスクコミュニケーション
- (3) 人材育成
- (4) 官民連携
- (5) デジタル活用

2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した13の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら13の推進方針は、第2章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして、必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

[個別施策分野]

(1) 行政機能／消防／防災教育等

- ・安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に向け、自治会の方々や消防団OB・OGの方々の協力のもと、消防団員の確保に努める。

(総務部)

- ・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、令和3年度に策定した第6次地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽の新設が必要とされている地域に対し、耐震性貯水槽の整備を実施する。

(総務部)

- ・大規模災害発生時における被災者用として、京都府と食料や生活必需品などの共同備蓄を行う。また、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に食料、生活必需品、燃料などを調達できるようにする。

(総務部)

- ・住民が災害発生時に迅速、的確に避難することができるように、予想される災害の発生地点、被害の拡大範囲と程度、避難経路、避難場所などを地図上に図示したハザードマップを洪水、地震、土砂災害、地域版などの種類別に整備する。

(総務部)

- ・災害から住民を安全に避難させるため、避難場所及び、避難路を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る。

(総務部)

- ・災害による被害の軽減等を図るため、気象予警報等の情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。

(総務部)

- ・被災地において、行政・警察・消防・自主防災会・消防団などと一体的で効率的な活動を行うため、災害時の各機関における組織体制の確認、相互連携及び地域における災害対応訓練を計画的に実施し、市民の防災・減災に関する意識を高めることを目的として、隔年で総合防災訓練を実施する。

(総務部)

- ・高浜原発や大飯原発などが事故等により放射性物質を拡散した際に、その広域避難者を受け入れる体制を確立する。

(総務部)

- ・防災拠点としての庁舎における行政機能を維持し、災害時の安全・安心を確保するため、停電時における電源を確保するとともに、施設の老朽化対策（電気設備、昇降機等の改修及び更新）、代替施設の確保等、防災拠点機能の維持を着実に図る。

(総務部)

- ・生涯学習の基盤であり、大規模災害時には指定緊急避難場所（指定避難所）として拠点となるガレリアかめおかについて、施設の計画的な老朽化対策等を行い、長寿命化を図る。

(生涯学習部)

- ・亀岡市が輩出した偉人である石門心学の祖石田梅岩を顕彰するとともに、市民の生涯学習の実践活動や地域の賑わい創出に寄与する石田梅岩記念館について、市民が日常的に利用する公共施設として、安全・安心に利用できるよう必要な対策を行う。

(生涯学習部)

- ・森のステーションの活動や宿泊施設として供用しており、災害時には指定緊急避難場所（指定避難所）として活用する亀岡市交流会館について、災害に対応できるよう必要な修繕を行う。

(生涯学習部)

- ・市内各文化センター及び各児童館等について、中核館となる3館（児童館含む）の耐震化や建替等の整備に一定の目途がつき、中核館以外の施設についても、施設の状況に応じて、耐震診断や改修・修繕等を行い、児童を含む市民が日常的に利用するこれらの公共施設の安全対策を図る。

(生涯学習部)

- ・学校施設における災害時の安全・安心を確保するため、屋内運動場の非構造部材の耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策等を着実に図る。

(教育部)

- ・小学校、中学校等において、地震や火災等が発生した場合に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、避難の仕方や避難経路、避難場所を知り、有事の際に避難行動をとれるよう避難訓練等を行う。

重要業績評価指標 (KPI)

- ・消防団員定数 (条例定数 900 人) の確保
900 人 (令和 10 年度)
- ・公的備蓄の基準量配備
100% (令和 10 年度)
- ・市内小中学校屋内運動場非構造部材耐震化率
100% (令和 8 年度)

(2) 国土保全／国土利用

- ・河川管理施設について、河川護岸の追加整備、河道掘削及び樹木伐採を実施して河積を拡大し流下能力を向上させることで、非常時の交通網の断絶を回避するなど、災害発生の予防・被害拡大の防止に寄与し、地域の安全確保を図る。

(まちづくり推進部)

- ・公共下水道の雨水幹線等の整備を促進するほか、住宅等に雨水貯留タンクの設置を促し、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る。

(上下水道部)

重要業績評価指標 (KPI)

- ・国・府の補助金・交付金や起債等を活用した事業実施 (主な整備箇所は下記)
- ・公共下水道 (雨水) 面整備率
14.04% (令和 10 年度)

主な整備箇所

国・府の補助金・交付金や起債等を活用し、市が所有・管理する河川管理施設について以下の河川整備を進める。

- ・準用河川牧田川 河川改修工事 (事業期間：～令和 10 年度) (総事業費：681 百万円)

※事業期間及び総事業費については、今後の事業の進捗次第で変更の可能性があります。

また、京都府等に対し、以下の河川の整備促進について働きかけます。

- ・桂川
- ・千々川
- ・七谷川

- ・ 雑水川
- ・ 犬飼川
- ・ 法貴谷川

(3) 交通・物流

- ・京都縦貫自動車道篠 I.C の 1 次アクセス道路である（都）馬堀停車場篠線の整備を進め、災害時の安全・安心なインフラ機能の維持を着実に図る。

（まちづくり推進部）

- ・京都縦貫自動車道大井 I.C の 2 次アクセス道路である（都）工場団地線、（都）並河運動公園線及び（都）並河亀岡停車場線の整備を進め、災害時の安全・安心なインフラ機能の維持管理を着実に図る。

（まちづくり推進部）

- ・狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する。

（まちづくり推進部）

- ・災害時の電力供給や緊急輸送道路、避難路の断絶を防ぐため、市内幹線道路の無電柱化を図る。

（まちづくり推進部）

重要業績評価指標（KPI）

- ・国・府の補助金・交付金や起債等を活用した整備の推進（主な整備箇所は下記）
- ・市管理幹線道路の無電柱化整備延長
1100m（令和10年度）

主な整備箇所

国・府の補助金・交付金や起債等を活用し、通学路や生活道路をはじめとする以下の路線の整備を進める。

- ・馬堀停車場篠線（第2工区）（事業期間：～令和13年度）（総事業費：2,050百万円）
- ・湯ノ花温泉線（事業期間：～令和8年度）（総事業費：200百万円）
- ・保津外環状線（事業期間：～令和9年度）（総事業費：191百万円）
- ・柏原森線（広田第2工区）（事業期間：令和6年度）（総事業費：10百万円）
- ・三宅清水橋外12橋（事業期間：～令和10年度）（総事業費：80百万円）
- ・橋梁点検（事業期間：～令和10年度）（総事業費：153百万円）
- ・上畑ヶ池ノ北線（事業期間：～令和9年度）（総事業費：400百万円）
- ・保津宇津根並河線（事業期間：～令和9年度）（総事業費：1,800百万円）
- ・美濃田平野線外1線（事業期間：～令和10年度）（総事業費：250百万円）

- ・西條重利線（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：62 百万円）
- ・クニッテルフェルド通外 1 線（事業期間：～令和 10 年度）（総事業費：721 百万円）
- ・南つつじヶ丘 2 号線外（事業期間：～令和 10 年度）（総事業費：300 百万円）
- ・高野林 12 号線（事業期間：令和 3 年度～令和 7 年度）（総事業費：88 百万円）
- ・並河蚊又線（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：450 百万円）
- ・荒内上溝線（事業期間：～令和 8 年度）（総事業費：895 百万円）
- ・千代川駅東西自由通路（事業期間：～令和 12 年度）（総事業費：1,725 百万円）
- ・城山医王谷中山線（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：900 百万円）
- ・馬堀駅国道線（事業期間：～令和 7 年度）（総事業費：60 百万円）
- ・上矢田矢田口線（事業期間：～令和 8 年度）（総事業費：100 百万円）
- ・上条前ヶ芝線外 1 線（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：400 百万円）
- ・篠ランプ 9 号線（篠インター地区）（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：126 百万円）
- ・宮ノ前 1 号線（事業期間：～令和 8 年度）（総事業費：83 百万円）
- ・平松中ノ道線（事業期間：令和 4～8 年度）（総事業費：42 百万円）
- ・南金岐土田線（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：48 百万円）
- ・篠ランプ 9 号線（洗川地区）（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：184 百万円）
- ・北垣内下五丹線（事業期間：～令和 11 年度）（総事業費：233 百万円）
- ・中矢田篠線他 13 線（事業期間：～令和 11 年度）（総事業費 315 百万円）
- ・堂山線（事業期間：～令和 9 年度）（総事業費：35 百万円）

※事業期間及び総事業費については、今後の事業の進捗次第で変更の可能性があります。

また、京都府等に対し、以下の路線の整備促進について働きかけます。

- ・国道 9 号老ノ坂バイパス整備
- ・国道 9 号既存道路改良（千々川橋架替、下矢田交差点改良、矢田口交差点改良、並河交差点改良、王子交差点改良、歩道整備（千代川町小林、余部～並河、古世口～矢田口、赤畑、王子～フェスタ））
- ・国道 372 号（歩道整備（加塚交差点～亀岡 I C））
- ・国道 423 号（法貴バイパス整備）
- ・国道 477 号（歩道整備（井手～東加舎））
- ・亀岡園部線（小口地域未整備区間事業化）
- ・保津新国道線（亀岡地区未整備区間事業化）
- ・東掛小林線（幅員狭小箇所解消、歩道整備）
- ・枚方亀岡線（歩道整備（国道 9 号～上矢田）、道路整備（歌留多工区）、（千歳山工区））
- ・茨木亀岡線（東別院町未整備区間事業再開）
- ・天王亀岡線（道路整備（西加舎地区））
- ・並河亀岡停車場線（道路整備（第 2 工区））

(4) 住宅・都市／環境／文化財

- ・災害発生時における感染症等を予防し、市民の生活環境を確保するため、災害に強い浄化槽の普及を促進する。

(環境先進都市推進部)

- ・災害廃棄物の処理について、廃棄物量の想定、仮置場の設置、住民への広報について定めた計画を設定し、必要に応じた見直しを行う。

(環境先進都市推進部)

- ・多数の避難者が出た場合に、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を、平時から構築する。

(健康福祉部)

- ・亀岡市における民間住宅の耐震化率向上を図るため、「京都府住宅・建築物安全ストック形成等整備計画（防災・安全）」に基づき、木造倒壊型モデル等を用いた市内小学校における耐震出前授業の実施や啓発チラシの配架・配布等の普及啓発事業を行うとともに、「木造住宅の耐震診断」、「木造住宅の耐震改修」、「木造住宅の簡易改修」、「土砂災害対策支援」、「耐震シェルター設置」、「がけ地近接等危険住宅移転」等の補助金制度を運営する。

(まちづくり推進部)

- ・JR山陰本線亀岡駅前に整備される駅前広場及びその近隣の公園について、地域住民の憩いの場及び観光客の滞留の場として整備し、にぎわい・交流の創出を図るとともに、被災者や帰宅困難者のための災害緊急時の一時避難場所となるよう整備する。

(まちづくり推進部)

- ・JR山陰本線亀岡駅南周辺地区について「亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想」に基づき、道路・公園等の公共施設を整備することにより、安全・安心な道路環境や地震等の大規模災害時の地域住民の一時避難場所を整備する。

(まちづくり推進部)

- ・京都・亀岡保津川公園について、動植物の生息環境に配慮した施設整備や屋外におけるレクリエーション活動や農業体験などを含めた総合利用を目指すとともに、地震等の大規模災害時には地域住民の一時避難場所となるよう整備する。

(まちづくり推進部)

- ・都市公園は、災害時の避難場所や支援活動の拠点となるものであり、都市公園利用者の安全・安心を確保するため、施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理・更新を適切に行うことで、公園施設の安全性・機能性を確保する。

(まちづくり推進部)

- ・【再掲】狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する。

(まちづくり推進部)

- ・準用河川の改修を計画的に進めることで、台風等による氾濫を防止し、災害時の住環境や農業生産基盤への被害を最小限度に抑える。

(まちづくり推進部)

- ・災害時の水道施設への被害を最小限に抑えるため、水道施設の耐震化を推進する。また、大規模災害時に速やかに復旧するために応急復旧体制の構築を図る。

(上下水道部)

- ・下水道の管路や施設における災害時の長期にわたる機能停止を回避するため、耐震化・耐水化を推進するとともに、老朽化対策を図る。

(上下水道部)

- ・【再掲】学校施設における災害時の安全・安心を確保するため、屋内運動場の非構造部材の耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策等を着実に図る。

(教育部)

- ・文化財の所蔵者からの相談に応じて、地域での保存が難しい文化財を、寄託や寄贈という形で、文化資料館収蔵庫に収蔵することにより、文化財の保全を図るとともに、災害時の逸失を防ぐ。地域で維持管理されてきた文化財について、その重要性や意義を広く理解してもらうことで、地域での文化財保護・継承がなされるよう、平時から啓発活動に努める。

(生涯学習部)

- ・被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、伝統・文化の保護・承継が円滑になされるよう、平時から体制の構築に努め、制度の周知や防災意識の向上に資するため、定期的に文化財巡視を行い、意識付け及び必要に応じて指導を行うなど、日頃からの啓発に努める。

重要業績評価指標 (KPI)

- ・浄化槽の普及
設置基数40基(令和10年度)
- ・【再掲】国・府の補助金・交付金や起債等を活用した整備の推進
- ・基幹管路耐震適合率
78.6%(令和10年度)
- ・下水道施設(重要な幹線等)の耐震化率
50.62%(令和10年度)
- ・【再掲】市内小中学校屋内運動場非構造部材耐震化率
100%(令和8年度)

(5) 保健医療・福祉

- ・高齢者施設等における火災に備えて、スプリンクラー設備等の整備を促し、既に整備されている場合にも設備点検の実施を促す。また、防災・減災対策を推進する施設・設備等の整備事業等について支援を行う。

(健康福祉部)

- ・障害者支援施設等に対し、福祉避難所の整備等、災害時対応への取組について支援を行う。

(健康福祉部)

- ・災害発生時に災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、亀岡市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを常設し、運営支援を行う。

(健康福祉部)

- ・災害発生時における要配慮者への避難支援体制確保のため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を図るとともに、要配慮者の速やかで安全な避難を支援するため、個別計画の策定を進める。

(健康福祉部)

- ・災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒等を行う体制を整備する。

(健康福祉部)

- ・【再掲】多数の避難者が出た場合に、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を、平時から構築する。

(健康福祉部)

- ・保育所等について災害時に避難弱者である乳幼児の命を守り、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、施設の耐震化及び老朽化対策に取り組み、安全な保育環境の確保を図る。

(こども未来部)

重要業績評価指標（KPI）

- ・高齢者施設等のスプリンクラー整備率（地域密着型施設等）
100%（令和10年度）
- ・災害ボランティアセンターの常設（令和10年度）

(6) エネルギー

- ・【再掲】大規模災害発生時における被災者用として、食料や生活必需品などの京都府との共同備蓄を行う。また、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に食料、生活必需品、燃料などを調達できるようにする。

(総務部)

- ・災害時にも利用可能な再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、各家庭や公共施設等へ再生可能エネルギーを補完する蓄電池等の普及を促進する。

(環境先進都市推進部)

- ・【再掲】災害時の電力供給や緊急輸送道路、避難路の断絶を防ぐため、市内幹線道路の無電柱化を図る。

(まちづくり推進部)

重要業績評価指標 (KPI)

- ・【再掲】公的備蓄の基準量配備
100% (令和10年度)
- ・【再掲】市管理幹線道路の無電柱化整備延長
1100m (令和10年度)

(7) 情報通信

- ・防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、通信回線の冗長化を堅持するなど、災害に強いネットワークを維持管理する。

(政策企画部)

- ・緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-Alert）と連携するメール配信システムや各種 SNS による警報、避難情報等の発信を行う。

(総務部)

- ・小学校に設置した雨量計により情報収集強化を図るとともにインターネットを通じて公開し、市民自らの迅速かつ的確な避難を促す。

(総務部)

<h3>重要業績評価指標（KPI）</h3>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・防災情報かめおかメールの登録周知及び情報配信システムの円滑な移行 |
|---|

(8) 産業構造／農林水産

- ・災害発生時の企業における生産力低下を防ぐため、市内企業の事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実践を促す。

（産業観光部）

- ・ため池の決壊や農業用施設の被災による二次災害を防止するため、施設管理者に対して日常の維持管理及び点検を促し、必要な対策等を支援する。また、ため池の廃池及び改修事業を進めるとともに、万一の決壊に備え、防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。

（産業観光部）

- ・京都府と連携した間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図る。

（産業観光部）

- ・【再掲】準用河川の改修を計画的に進めることで、台風等による氾濫を防止し、災害時の住環境や農業生産基盤への被害を最小限度に抑える。

（まちづくり推進部）

重要業績評価指標（KPI）

- | |
|----------------------|
| ・企業訪問等を通じた企業BCP策定の促進 |
|----------------------|

[横断的分野]

(1) 老朽化対策

- ・市民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

(会計管理室・施設所管部署)

(2) リスクコミュニケーション

- ・【再掲】安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に向け、自治会の方々や消防団OB・OGの方々の協力のもと、消防団員の確保に努める。

(総務部)

- ・【再掲】災害による被害の軽減等を図るため、気象予警報等の情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める。

(総務部)

(3) 人材育成

- ・【再掲】被災地において、行政・警察・消防・自主防災会・消防団などと一体的で効率的な活動を行うため、災害時の各機関における組織体制の確認、相互連携及び地域における災害対応訓練を計画的に実施し、市民の防災・減災に関する意識を高めることを目的として、隔年で総合防災訓練を実施する。

(総務部)

- ・【再掲】小学校、中学校等において、地震や火災等が発生した場合に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、避難の仕方や避難経路、避難場所を知り、有事の際に避難行動をとれるよう避難訓練等を行う。

(教育部)

(4) 官民連携

- ・【再掲】大規模災害発生時における被災者用として、京都府と食料や生活必需品などの共同備蓄を行う。また、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に食料、生活必需品、燃料などを調達できるようにする。

(総務部)

- ・【再掲】災害発生時に災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、亀岡市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを常設し、運営支援を行う。

(健康福祉部)

- ・【再掲】 災害発生時の企業における生産力低下を防ぐため、市内企業の事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実践を促す。

（産業観光部）

（5） デジタル活用

- ・【再掲】 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、通信回線の冗長化を堅持するなど、災害に強いネットワークを維持管理する。

（政策企画部）

- ・【再掲】 緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-Alert）と連携するメール配信システムや各種 SNS による警報、避難情報等の発信を行う。

（総務部）

- ・【再掲】 小学校に設置した雨量計により情報収集強化を図るとともにインターネットを通じて公開し、市民自らの迅速かつ的確な避難を促す。

（総務部）

第4章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画は、長期的な展望を持ちつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、必要に応じて見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うためPDCAサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を把握した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、27の「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき12の事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

基本目標	事前に備えるべき目標(カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
I. 人命の保護が最大限図られる II. 市内の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 水道等の長期間にわたる供給停止
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(別紙)「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ・生涯学習の基盤であり、大規模災害時には指定緊急避難場所（指定避難所）として拠点となるガレリアかめおかについて、施設の計画的な老朽化対策等を行い、長寿命化を図る必要がある。
- ・亀岡市が輩出した偉人である石門心学の祖石田梅岩を顕彰するとともに、市民の生涯学習の実践活動や地域の賑わい創出に寄与する石田梅岩記念館について、市民が日常的に利用する公共施設として、維持管理・更新を適切に行い施設の安全性・機能性を確保する必要がある。
- ・森のステーションの活動や宿泊施設として供用しており、災害時には指定緊急避難場所（指定避難所）として活用する亀岡市交流会館について、災害に対応できるよう必要な修繕を行う必要がある。
- ・市内各文化センター及び各児童館等について、中核館となる3館（児童館含む）の耐震化や建替等の整備に一定の目途がつき、中核館以外の施設についても、施設の状況に応じて、耐震診断や改修・修繕等を行い、児童を含む市民が日常的に利用するこれらの公共施設の安全対策を図る必要がある。
- ・保育所等について災害時に避難弱者である乳幼児の命を守り、施設の損傷を最小限にとどめ、被災後には早期再開ができるよう、施設の耐震化及び老朽化対策に取り組み、安全な保育環境の確保を図る必要がある。
- ・都市公園は、災害時の避難場所や支援活動の拠点となるものであり、都市公園利用者の安全・安心を確保するため、施設の長寿命化計画を策定し、計画に基づく維持管理・更新を適切に行うことで、公園施設の安全性・機能性を確保する必要がある。
- ・亀岡市における民間住宅の耐震化率向上を図るため、「京都府住宅・建築物安全ストック形成等整備計画（防災・安全）（第3期計画）」に基づき、無料耐震相談会の開催や啓発チラシの配架・配布等の普及啓発事業を行うとともに、「木造住宅の耐震診断」、「木造住宅の耐震改修」、「木造住宅の簡易改修」、「土砂災害対策支援」、「耐震シェルター設置」、「がけ地近接等危険住宅移転」等の補助金制度を運営する必要がある。
- ・JR山陰本線亀岡駅南周辺地区について「亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想」に基づき、道路・公園等の公共施設を整備することにより、安全・安心な道路環境や地震等の大規模災害時の地域住民の一時避難場所を整備する必要がある。
- ・狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する必要がある。

- ・ JR 亀岡駅舎内のエレベーターについて、耐震性及び安全性を高めるための整備を行い、地震発生時にエレベーター内に閉じ込められる等の事態を防ぐ必要がある。
- ・ 学校施設における災害時の安全・安心を確保するため、屋内運動場の非構造部材の耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策等を着実に図る必要がある。
- ・ 小学校、中学校等において、地震や火災等が発生した場合に、自らの命は自らが守るという意識を持ち、避難の仕方や避難経路、避難場所を知り、有事の際に避難行動をとれるよう避難訓練等を行う必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ・ 高齢者施設等における火災に備えて、スプリンクラー設備等の整備を促し、既に整備されている場合にも設備点検の実施を促す必要がある。また、防災・減災対策を推進する施設・設備等の整備事業等について支援を行う必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ・ 住民が災害発生時に迅速、的確に避難することができるように、予想される災害の発生地点、被害の拡大範囲と程度、避難経路、避難場所などを地図上に図示したハザードマップを洪水、地震、土砂災害、地域版などの種類別に整備する必要がある。
- ・ 河川管理施設について河川護岸の追加整備、河道掘削及び樹木伐採を実施して河積を拡大し流下能力を向上させることで、災害発生の予防・被害拡大の防止に寄与し、非常時の交通網の断絶を回避するなど、地域の安全確保を図る必要がある。
- ・ 準用河川の改修を計画的に進めることで、台風等による氾濫を防止し、災害時の住環境や農業生産基盤への被害を最小限度に抑える必要がある。
- ・ 公共下水道の雨水幹線等の整備を促進するほか、住宅等に雨水貯留タンクを設置し、浸水被害の軽減と防災意識の向上を図る必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- ・ 大規模災害発生時における被災者用として、京都府と食料や生活必需品などの共同備蓄を行う。また、災害時に備えて民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に食料、生活必需品、燃料などを調達できるようにする必要がある。
- ・ 災害時にも利用可能な再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、各家庭や公共施設等へ再生可能エネルギーを補完する蓄電池等の普及を促進する必要がある。

- ・障害者支援施設等に対し、福祉避難所の整備等、災害時対応への取組について支援を行う必要がある。
- ・【再掲】狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路や避難路の断絶を防ぐため、市内幹線道路の無電柱化を図る必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- ・安全で安心して暮らすことができるまちづくりの実現に向け、自治会の方々や消防団OB・OGの方々の協力のもと、消防団員の確保に努める必要がある。
- ・災害発生時に災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、亀岡市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを常設し、運営支援を行う必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- ・災害から住民を安全に避難させるため、避難場所及び避難路を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努めるとともに、避難所機能の充実を図る必要がある。
- ・JR山陰本線亀岡駅前に整備される駅前広場について災害緊急時の指定避難場所として、被災者や帰宅困難者のための防災機能を持った防災拠点施設となるよう整備する必要がある。
- ・【再掲】狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する必要がある。
- ・【再掲】今後想定される大雨等が発生した際、河川管理施設について河川護岸の追加整備、河道掘削及び樹木伐採を実施して河積を拡大し流下能力を向上させることで、災害発生の予防・被害拡大の防止に寄与し、非常時の交通網の断絶を回避し地域の安全確保を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- ・災害発生時における要配慮者への避難支援体制確保のため、避難行動要支援者名

簿等を活用し関係者間での情報共有を図るとともに、要配慮者の速やかで安全な避難を支援するため、個別計画の策定を進める必要がある。

- ・【再掲】狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する必要がある。

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- ・災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種を促進するとともに、消毒等を行う体制を整備する必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- ・多数の避難者が出た場合に、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を、平時から構築する必要がある。

3-1 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ・防災拠点としての庁舎における行政機能を維持し、災害時の安全・安心を確保するため、停電時における電源を確保するとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保等、防災拠点機能の維持を着実に図る必要がある。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- ・防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、通信回線の冗長化を堅持するなど、災害に強いネットワークを維持管理する必要がある。
- ・災害による被害の軽減等を図るため、気象予警報等の情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。
- ・被災地において、行政・警察・消防・自主防災会・消防団などと一体的で効率的な活動を行うため、災害時の各機関における組織体制の確認、相互連携及び地域における災害対応訓練を計画的に実施し、市民の防災・減災に関する意識を高めることを目的として、隔年で総合防災訓練を実施する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ・緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-Alert）と連携するメール配信システムや各種 SNS による警報、避難情報等の発信を行う必要がある。

- ・【再掲】災害による被害の軽減等を図るため、気象予警報等の情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。
- ・【再掲】被災地において、行政・警察・消防・自主防災会・消防団などと一体的で効率的な活動を行うため、災害時の各機関における組織体制の確認、相互連携及び地域における災害対応訓練を計画的に実施し、市民の防災・減災に関する意識を高めることを目的として、隔年で総合防災訓練を実施する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- ・小学校に設置した雨量計により情報収集強化を図るとともにインターネットを通じて公開し、市民自らの迅速かつ的確な避難を促す必要がある。
- ・【再掲】緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-Alert）と連携するメール配信システムや各種 SNS による警報、避難情報等の発信を行う必要がある。
- ・【再掲】災害による被害の軽減等を図るため、気象予警報等の情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努める必要がある。
- ・【再掲】被災地において、行政・警察・消防・自主防災会・消防団などと一体的で効率的な活動を行うため、災害時の各機関における組織体制の確認、相互連携及び地域における災害対応訓練を計画的に実施し、市民の防災・減災に関する意識を高めることを目的として、隔年で総合防災訓練を実施する必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下

- ・災害発生時の企業における生産力低下を防ぐため、市内企業の事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の実践を促す必要がある。

5-2 食料等の安定供給の停滞

- ・【再掲】準用河川の改修を計画的に進めることで、台風等による氾濫を防止し、災害時の住環境や農業生産基盤への被害を最小限度に抑える必要がある。

6-1 水道等の長期間にわたる供給停止

- ・災害時の水道施設への被害を最小限に抑えるため、水道施設の耐震化を推進する。また、大規模災害時に速やかに復旧するために応急復旧体制の構築を図る必要がある。

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・災害発生時における感染症等を予防し、市民の生活環境を確保するため、災害に強い浄化槽の普及を促進する必要がある。

- ・下水道の管路や施設における災害時の長期にわたる機能停止を回避するため、耐震化・耐水化を推進するとともに、老朽化対策を図る必要がある。

6-3 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ・京都縦貫自動車道篠 I.C の 1 次アクセス道路である（都）馬堀停車場篠線の整備を進め、災害時の安全・安心なインフラ機能の維持を着実に図る必要がある。
- ・京都縦貫自動車道大井 I.C の 2 次アクセス道路である（都）工場団地線、（都）並河運動公園線及び（都）並河亀岡停車場線の整備を進め、災害時の安全・安心なインフラ機能の維持を着実に図る必要がある。

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- ・【再掲】狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する必要がある。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ・地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、令和 3 年度に策定した第 5 次地震防災緊急事業五箇年計画（令和 3 年度～令和 7 年度）に基づき、消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽の新設が必要とされている地域に対し、耐震性貯水槽の整備を実施する必要がある。
- ・京都・亀岡保津川公園について、動植物の生息環境に配慮した施設整備や屋外におけるレクリエーション活動や農業体験などを含めた総合利用を目指すとともに、地震等の大規模災害時には地域住民の一時避難場所となるよう整備する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- ・【再掲】狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する必要がある。

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

- ・ため池の決壊や農業用施設の被災による二次災害を防止するため、施設管理者に対して日常の維持管理及び点検を促し、必要な対策等を支援する。また、ため池の廃池及び改修事業を進めるとともに、万一の決壊に備え、防災重点ため池のハザードマップの作成等、迅速かつ的確な避難のための情報を共有する。あわせて、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する必要がある。
- ・【再掲】狭隘な市道の拡幅や住宅地内を走る生活道路の整備、幹線道路や本市の中心部に接続する道路・橋梁の整備、道路構造物の的確な維持保全を推進することで、非常時の交通網の断絶を回避し、安全・安心な道路環境を整える。また、通学路の歩道設置や拡幅工事を進めることで、日常の児童の安全確保を図るとともに、非常時における避難路の整備を推進する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

- ・【再掲】今後想定される大雨等が発生した際、河川管理施設について河川護岸の追加整備、河道掘削及び樹木伐採を実施して河積を拡大し流下能力を向上させることで、災害発生の予防・被害拡大の防止に寄与し、非常時の交通網の断絶を回避し地域の安全確保を図る必要がある。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- ・京都府と連携した間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による保安林機能の向上を図る必要がある。
- ・【再掲】準用河川の改修を計画的に進めることで、台風等による氾濫を防止し、災害時の住環境や農業生産基盤への被害を最小限度に抑える必要がある。

7-6 原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散

- ・高浜原発や大飯原発などが事故等により放射性物質を拡散した際に、その広域避難者を受け入れる体制を確立する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物の処理について、廃棄物量の想定、仮置場の設置、住民への広報について定めた計画を設定し、必要に応じた見直しを行う必要がある。

8-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- ・文化財の所蔵者からの相談に応じて、地域での保存が難しい文化財を、寄託や寄贈という形で文化資料館収蔵庫に収蔵することにより、文化財の保全を図るとともに、災害時の逸失を防ぐ必要がある。地域で維持管理されてきた文化財につい

て、その重要性や意義を広く理解してもらうことで、地域での文化財保護・継承がなされるよう、平時から啓発活動に努める必要がある。

- ・被災文化財の修復、史跡・名勝・天然記念物・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、伝統・文化の保護・承継が円滑になされるよう、平時から体制の構築に努め、制度の周知や防災意識の向上に資するため、定期的に文化財巡視を行い、意識付け及び必要に応じて指導を行うなど、日頃からの啓発に努める必要がある。